

(特許仮実施権原簿の記載)

- 第七條の二 特許仮実施権原簿の特許出願番号欄には、特許出願の番号を記載しなければならない。
- 2 特許仮実施権原簿の表題部のうち、表示欄には、仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願の表示を記載しなければならない。
- 3 特許仮実施権原簿の甲区の事項欄には、仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者に関する事項を記載しなければならない。
- 4 特許仮実施権原簿の乙区の事項欄には、仮専用実施権に関する事項を記載しなければならない。
- 5 特許仮実施権原簿の丙区の事項欄には、仮通常実施権に関する事項を記載しなければならない。
- 6 特許仮実施権原簿の表示番号欄には、表示欄又は甲区、乙区、丙区の事項欄に記載した順序を記載し、特許仮実施権原簿の順位番号欄には、乙区又は丙区の事項欄に記載した順序を記載しなければならない。
- 第十條第三項中「登録名義人」の下に「又は仮専用実施権若しくは登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者」を加え、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
- 5 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式第十の二により作成しなければならない。
- 第十條の二に次の一項を加える。
- 4 仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請と特例法施行規則第四條第一項の届出は、当該特許を受ける権利を有する者が特例法施行規則第四條第一項の届出をする者としてあり、かつ、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。
- 第十四條第二項中「付記」を「付記」に改め、同条第三項中「または」を「又は」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
- 3 特許仮実施権原簿について、表示欄又は甲区、乙区、丙区の事項欄に記載するときは、表示番号欄に番号を、乙区又は丙区の事項欄に記載するときは、順位番号欄に番号を記載しなければならない。
- 第十五條の見出しを「付記登録の方法等」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同条第二項の下に「表示番号又は」を加え、付記を「付記」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「または」を「又は」に、付記を「付記」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「付記」を「付記」に改め、同項の次に次の一項を加える。
- 2 特許仮実施権原簿について付記登録をする場合において、付記登録の表示番号又は順位番号を記載するときは、主登録の番号を記載し、その下に付記の順序により付記番号を記載しなければならない。
- 第十七條第二項中「特許関係拒絶審査請求原簿または」を「特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審査請求原簿又は」に、または更正を「又は更正」に改める。
- 第十八條第三項中「特許関係拒絶審査請求原簿」を「特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審査請求原簿」に改める。
- 第十九條の次に次の一項を加える。
- 第十九條の二 特許登録令第十二條第二項の規定により特許仮実施権原簿における仮専用実施権又は仮通常実施権に関する登録を閉鎖特許原簿に移した後、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の回復の登録をするときは、新たな登録用紙を用い、表示欄に回復の原因、年月日及び登録を回復する旨を記載した後、抹消に係る登録と同一の登録をしなければならない。
- 2 前項の規定により仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の回復をしたときは、閉鎖特許原簿の目録中の当該仮専用実施権又は仮通常実施権の備考欄及び当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録用紙の表示欄中の余白の部分に、登録の回復があつた旨及びその年月日を記載して、特許庁長官が指定する職員が印を押さなければならない。

- 3 第一項に規定する場合を除き、特許仮実施権原簿について回復の登録をするときは、その原因、年月日及び登録を回復する旨を記載した後、抹消に係る登録と同一の登録をしなければならない。
- 第二十一條第一項中「について」の下に「職権により」を加え、同条第三項中「特許関係拒絶審査請求原簿および」を「特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審査請求原簿及び」に、または「を」又は「に」に改め、事項欄に「の」の下に「職権により」を加え、特許庁長官が指定する職員が印を押さ、同条に次の一項を加える。
- 4 特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審査請求原簿及び特許信託原簿の表示欄又は事項欄に登録をしたときは、その末尾に特許庁長官が指定する職員が印を押さなければならない。
- 第二十二條第一項中「登録年月日を記録した部分」を「その末尾（前条第一項の規定により登録年月日を記録したときは、当該登録年月日を記録した部分）に改め、同条第二項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、登録年月日を記録した部分」を「その末尾（前条第一項の規定により登録年月日を記録したときは、当該登録年月日を記録した部分）に改める。
- 第二十三條中「特許関係拒絶審査請求原簿または」を「特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審査請求原簿又は」に、「および」を「及び」に改める。
- 第二十四條の見出しを「特許信託番号の記録等」に改め、同条に次の一項を加える。
- 2 特許仮実施権原簿に信託の登録をするときは、特許信託番号を記載しなければならない。
- 第二十六條の見出しを「閉鎖の記録等」に改め、同条に次の一項を加える。
- 2 特許仮実施権原簿の登録用紙を閉鎖するときは、その表示欄の末尾に閉鎖する原因、閉鎖する旨及びその年月日を記載し、特許庁長官が指定する職員が印を押さなければならない。
- 第二十七條中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「あらたな」を「新たな」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
- 特許仮実施権原簿の表題部又は甲区、乙区若しくは丙区に登録する余白がないときは、その登録用紙の次に新たな登録用紙をつづり込まなければならない。
- 第三十三條を次のように改める。
- (設定されたものとみなされた専用実施権等の設定の登録の方法)
- 第三十三條 特許法第三十四條の二第二項の規定により設定されたものとみなされた専用実施権の設定の登録をするときは、当該特許権の登録に乙区として設定すべき専用実施権の範囲並びに専用実施権者の氏名又は名称及び住所又は居所その他当該設定されたものとみなされた専用実施権に関する事項を記載しなければならない。
- 2 前項の規定は、登録された仮通常実施権について特許法第三十四條の三第二項又は第三項の規定により許諾されたものとみなされた通常実施権の設定の登録に準用する。この場合において、前項中「乙区」とあるのは、「丙区」と読み替えるものとする。
- 第三十四條の見出しを「混同又は取消しによる専用実施権等の消滅の登録の方法」に改め、同条第一項中「または」を「、仮専用実施権、仮通常実施権又は」に改める。
- 第三十六條の次に次の三條を加える。
- (設定されたものとみなされた仮専用実施権等の設定の登録の方法)
- 第三十六條の二 特許法第三十四條の二第五項の規定により設定されたものとみなされた仮専用実施権の設定の登録をするときは、特許出願番号欄に当該仮専用実施権に係る特許出願の番号を、表示欄に当該仮専用実施権に係る特許出願の年月日その他当該仮専用実施権に係る特許出願の表示に関する事項を、甲区、乙区、丙区の事項欄に仮専用実施権に係る特許を受ける権利を有する者の氏名又は名称及び住所又は居所を、乙区、丙区の事項欄に設定すべき仮専用実施権の範囲並びに仮専用実施権者の氏名又は名称及び住所又は居所その他当該設定されたものとみなされた仮専用実施権に関する事項を記載しなければならない。